

環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業実施要領

平成18年9月1日
8林第356号
農林水産部長通知
一部改正 平成18年11月8日
8林第498号
一部改正 平成19年8月1日
8林第498号
最終改正 平成22年10月22日
2林第394号

(趣旨)

第1 この実施要領は、環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業を円滑に実施するため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金交付要綱（平成18年京都府告示第504号。以下「交付要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 交付要綱第1条に規定する知事が別に定める児童福祉施設等とは、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第2項及び第3項の各号に掲げられた事業を行う施設及び学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定された幼稚園とする。

2 交付要綱第2条第1項第1号に規定する知事が別に定める法人とは、京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により知事から指定を受けた法人とする。

3 交付要綱第2条第1項第1号に規定する知事が別に定める計算基準とは、実施要綱第2条第1項第3号に定めるものをいう。

4 交付要綱第2条第1項第2号に規定する知事が別に定めるものとは、実施要綱第20条の規定により知事から登録を受けた緑の工務店とする。

5 交付要綱第3条第1項第1号ウに規定する知事が別に定める方法とは、認証木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況の写真を提出することをいう。

6 交付要綱第3条第1項第2号に規定する知事が別に定める要件を満たす者とは、次の要件を満たす者（以下「その他の者」という。）をいう。

ア 京都府内又は京都府に隣接する府県内に事業所を置き、建設業法、建築士法（昭和25年法律第202号）その他法令を遵守していること。

イ 住宅等を建設した実績を有すること。

ウ 建設業法第8条各号に規定する欠格要件に該当しないこと。

エ 府税の滞納がないこと。

オ 法人である場合は取締役、執行役、その業務を執行する社員又はこれに準ずる者のうち常勤である者の1人が、個人である場合はその者又はその支配人のうち1人が住宅等の建築に関して経營業務の管理責任者としての経験を有すること。

(事業計画書)

第3 交付要綱第5条に規定する事業計画書は、緑の工務店は別記第1号様式の1、その他の者は別記第1号様式の2とし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 認証木材使用明細書（認証木材の使用部分分かるように明示した明細書など）

(2) 住宅等の設計図（住宅等の全体及び認証木材の使用部分が確認できる平面図など）

(3) 住宅等の建設地を表示した地図

2 その他の者においては、前項の各号に掲げる書類と次の各号に掲げる書類を併せて添付するものとする。

- (1) 建築する住宅等の契約書又は見積書等の写し
- (2) 府税の納税証明書（滞納がないことの証明書）（各年度の初回申請時のみ添付）
- (3) 誓約書（別記第7号様式）（各年度の初回申請時のみ添付）

（変更及び辞退）

第4 緑の工務店その他の者（以下「緑の工務店等」という。）は、認証木材使用量の3割以上の増減が生じる場合は、遅滞なく変更事業計画書を第3に準じて提出するものとする。

- 2 事業計画書の提出後に緑の工務店等が、事業実施を辞退する場合は、別記第2号様式により辞退届を知事に提出するものとする。

（現地調査）

第5 交付要綱第7条に規定する現地調査は、中間確認と完成検査とするものとする。

（中間確認）

第6 緑の工務店等は、新築は棟上げ前、増築又は改築は認証木材の施工が確認できる段階になるまでの1週間前までに、別記第3号様式により中間確認申請書を知事に提出するものとし、添付する書類は第7第2号及び第4号に掲げるものとする。

- 2 知事は、中間確認申請書を受理したときは、受付印押印の中間確認申請書の写しの返送により、遅滞なく現地調査の有無について申請者に通知するものとする。
- 3 中間確認は交付対象住宅等の所在地を所管する京都府広域振興局（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所（以下「振興局等」という。）の職員が行うものとする。
- 4 振興局等の職員は、中間確認後、その結果を別記第4号様式により復命しなければならない。

（申請書）

第7 緑の工務店等は、交付対象住宅等の完成後に、交付要綱第6条に規定する申請書を別記第5号様式により提出するものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとするが、第6第1項に規定する中間確認申請書に添付した書類は省略することができるものとする。

- (1) 交付要綱第2条第1項第1号の法人が発行する「京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書」の写し
- (2) 第2第5項に規定する認証木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況の写真
- (3) 申請同意書（別記第6号様式）
- (4) 認証木材使用明細書（第3第1項第1号の明細書に変更がある場合）
- (5) 住宅等の完成図（第3第1項第2号の図面で変更がある場合）

（完成検査）

第8 知事は、交付要綱第6条の申請書を受理したときは、遅滞なく完成検査を行うものとする。

- 2 完成検査は交付対象住宅等の所在地を所管する振興局等の職員が行うものとする。
- 3 振興局等の職員は、完成検査後、その結果を別記第4号様式により復命しなければならない。

（交付対象住宅等）

第9 住宅等と一体的に建築される府内産木材を使用した建築物にあっては、住宅等が延床面積の過半を占める場合は全体を交付対象住宅等とし、住宅等以外の部分が過半を占める場合は、住宅等の部分のみを交付対象住宅等とする。

- 2 増築又は改築には、修繕、模様替を含むものとする。

(交付金額の計算)

第10 緑の交付金は、認証木材の使用量に交付要綱第4条に規定する交付金の額を乗じて計算するが、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて交付するものとする。

(協力義務)

第11 緑の工務店等は、知事が第6に規定する中間確認又は第8に規定する完成検査を行う場合や交付要綱第2条第1項第1号の法人が証明書を発行する調査等を行う場合、これらに協力しなければならないものとする。

(書類の提出)

第12 この要領に定める書類は、交付対象住宅等の所在地を所管する振興局等の長に正1部を提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成18年度交付金から適用する。
- 2 交付要綱附則第2項に規定する知事が別に定める必要な書類は、第7の申請書を提出する際に第3第1項の各号に定める書類を添付するものとする。
- 3 第6の中間確認については、平成18年9月30日までに建築の工事に着手した交付対象住宅については、中間確認を省略することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月22日から施行し、平成22年7月21日以降に建築に着手した交付対象住宅等に対して適用する。
- 2 交付要綱附則第2項に規定する知事が別に定める必要な書類は、第3に定める書類を添付するものとする。